

低圧電気取扱い業務特別教育 案内書

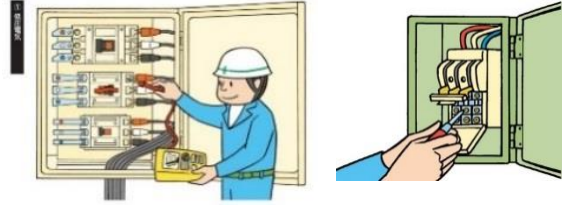
法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、電気による感電災害が多く発生していることから特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第 36 条第 4 号

- ・低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務



【充電電路、充電部分について】

充電電路とは、裸線(露出部分等)に触れれば感電する通電の状態です。この「充電電路の敷設若しくは修理の業務」とは、充電電路(活線)状態で電動工具のコードが破線している時に絶縁テープを巻いて修理することなどが含まれます。又、開閉器等で充電部分が露出した刃型開閉器(ナイフスイッチ)等の操作はこの業務に該当します。

【低圧とは】

- ・低圧とは、交流にあつては600V 以下、直流にあつては750V 以下の電圧をいう。

【補足説明】

- ・低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止の為、厚生労働省管轄の特別教育の修了が必要となります。

申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認下さい。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作のみを行なう者については1時間以上)の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
低圧の電気に関する基礎知識	1時間	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間		
(合計 7時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900	715	10,615
会員	6,600		7,315

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意下さい。

助成金

- ・建設事業主等に対する助成金対象講習です。(詳しくは愛媛労働局助成金センターまで)

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)